

議事要旨(5)無形資産専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び豊田主任研究員より、社内開発の取扱いの検討や企業結合等により取得した仕掛研究開発の取扱いの検討等、研究開発費に関する論点整理の概要について説明がなされ、委員からの発言は次のようなものであった。

(研究及び開発費の範囲)

- ・ 繰延資産として取り扱われている開発費の範囲と国際的な会計基準における開発費の範囲の関係についても明確に記述すべきではないか。

(社内開発の取扱い)

- ・ 国際財務報告基準では、一定の要件を満たした社内で発生した開発費を取得原価で計上する一方、「無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法」を立証することや収益の獲得の蓋然性が十分にあることを要件にしている。企業に流入する将来の経済的便益が取得原価より下回る場合、取得原価で計上した資産を速やかに減損するという不自然な会計処理となり、規定の仕方が不十分であると考える。
- ・ 国際財務報告基準では、資産として計上した開発費の認識後の会計処理について、資産計上した他の無形資産と同様に取り扱うこととし、有限の耐用年数を有する無形資産と確定できない無形資産に区分することとしているが、耐用年数が無限の開発費は想定できないのではないか。

(企業結合等により取得した仕掛研究開発の取扱い)

- ・ 我が国の企業結合会計基準等では、取得企業が取得の対価の一部を研究開発費等に配分したものを仕掛研究開発とし、その範囲は、特定の研究開発目的にのみ使用されるもの又は一定のソフトウェアの改良に要した費用に該当するものに限定しているが、無形資産を総括的に規定している国際財務報告基準の仕掛研究開発の範囲の関係について明瞭に整理すべきである。
- ・ 企業結合により、仕掛研究開発を評価するにあたり、仕掛研究開発のみでなく、より広い範囲で無形資産を評価することも多く、研究開発の議論に焦点を絞りすぎると、実務上の適用が困難な場合もありうる。よって、より広い範囲の無形資産として資産計上する取扱いについても検討すべきではないかと考える。

(その他)

- ・ 我が国における企業の研究開発投資の重要性がより高まっている状況で、研究開発費の会計処理が我が国の経済発展に影響する可能性もある。よって税制等との関係なども十分に考慮する必要があるのではないか。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。